

諮問番号：平成24年（情）諮問第2号

事件名：会計検査院職員の懲戒処分等に係る文書（平成21年度から23年度までの3年度分）の一部開示決定に関する件

諮問日：平成24年12月17日

答申番号：答申（情）第60号

答申日：平成26年10月31日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院職員の懲戒処分等に係る文書（平成21年度から23年度までの3年度分）として特定された下記の①から⑥までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、不開示としている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を開示としたことは妥当である。

- ① 国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づく懲戒処分に係る処分説明書（21年度）（計2枚。以下「文書1」という。）
- ② 国家公務員法に基づく懲戒処分に係る処分説明書（22年度）（計6枚。以下「文書2」という。）
- ③ 国家公務員法に基づく懲戒処分に係る処分説明書（23年度）（計2枚。以下「文書3」という。）
- ④ 会計検査院職員の訓戒等に関する規程（平成21年8月6日会計検査院長）に基づく措置書等（21年度）（計5枚。以下「文書4」という。）
- ⑤ 会計検査院職員の訓戒等に関する規程に基づく措置書等（22年度）（計1枚。以下「文書5」という。）
- ⑥ 会計検査院職員の訓戒等に関する規程に基づく措置書等（23年度）（計3枚。以下「文書6」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が24年10月19日付け240普第273号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

会計検査院職員の懲戒処分、内部処分を情報開示請求したところ、肝心の処分理由について記載した箇所が墨塗りで全く内容が分からない状態である。他の省庁にも同様の請求をしているが、個人情報をも特定する情報以外は、しっかり情報開示している官庁が大半である。その中で、会計検査院は自らの組織に不都合な情報だから隠蔽している、と言わざるを得ない。保身を図っているように見受けられ、その卑小さに哀しみを覚える。情けない。そのため審査請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、24年9月19日付けで、「会計検査院の職員に対する、内部処分（口頭注意や嚴重注意、訓告など）、懲戒処分など全処分の詳細の内容を記した文書一式（期間は、2009年4月1日～2012年3月31日までの3年間分）。ただし、病気休職処分等の制裁的な性格を有しない処分は除く。」の開示を求めたものである。

これに対し、処分庁は、上記の開示請求の対象文書として、文書1から文書3まで（以下「本件対象処分説明書」という。）及び文書4から文書6まで（以下「本件対象措置書等」という。）を特定し、これらについて、24年10月19日付けで、次のとおり一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

すなわち、本件対象処分説明書に記録された情報のうち、①「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名（ふりがな）」、「官職」、「級及び号俸」の各欄に記録されている所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称、俸給表・職務の級・号俸に関する情報及び②「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」、「処分説明書交付日」の各欄に記録されている日付（発令等を行った月日）に関する情報、「処分の理由」欄に記録されている非違行為（国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）の行われた事実に関する情報並びに本件対象措置書等に記録された情報のうち、③所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称に関する情報及び④発令を行った月日及び非違行為の行われた事実に関する情報については、情報公開法第5条第1号本文が規定する「個人に関する情報」に該当し、また、同号

ただし書イが規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものではなく、その他同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、情報公開法第5条第1号本文の規定により不開示とした（以下、上記①、②、③及び④を合わせて「本件不開示部分」という。）。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、上記一部開示決定を不服とし、24年11月5日付けで審査請求を提起した。

2 処分説明書及び措置書等の記載情報

(1) 処分説明書の記載情報

国家公務員（職員）に対する懲戒処分は、職員が一定の義務違反を行った場合に、国が使用者として有する権限に基づき、その責任を確認し公務員関係における秩序を維持する目的をもって当該職員に科する行政上の制裁とされている。具体的には、懲戒権者が職員に対し、非違行為を行った場合に科す制裁であり、当該職員の責任を問い、戒めることを目的とするものである。

そして、国家公務員法第89条第1項の規定により職員に対して懲戒処分を行う場合においては、懲戒権者は、当該職員に対し、当該処分の事由を記載した処分説明書を交付しなければならないとされている。処分説明書の記載事項は、「処分説明書の様式および記載事項等について」

（昭和35年4月1日職職-354人事院事務総長発。以下「人事院様式」という。）において定められているところであり、具体的には、「1

処分者」欄には処分者の官職及び氏名を、「2 被処分者」欄には被処分者の所属部課、氏名（ふりがな）、官職及び職務の級号俸を、「3

処分の内容」欄には処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第26条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）、国家公務員法第85条による承認の日及び処分の理由を記載することとされている。

そして、人事院様式によれば、処分の理由の欄には処分の理由を具体的かつ詳細に事実を挙げて記入することとされており、会計検査院においては処分の理由の欄の標準的な記載について、非違行為を行った日時及び場所、非違行為を行うに至るまでの職員の言動、非違行為の具体的な内容、非違行為を受けた者の言動、非違行為に関与した第三者の言動等を明らかにした上で、根拠規定、処分理由、処分の種類等を示すもの

としている。

(2) 措置書等の記載情報

会計検査院においては、会計検査院職員の訓戒等に関する規程に基づき、事務総局の職員が非違行為を行った場合において、当該非違行為の内容及び発生時の状況等を総合的に判断し、国家公務員法に規定する懲戒処分をするに至らない非違行為に対する指導監督上の措置として特に戒める必要がある場合において、当該職員又はその監督者に対して訓戒、嚴重注意又は注意（以下、これらを総称して「措置」という。）を行うこととされている。具体的には、懲戒処分をするに至らないが、非違行為を繰り返し行うなど、その責任の程度が重い場合には訓戒が、軽微な事態である場合には注意が、訓戒及び注意に該当しない場合には嚴重注意が行われることとされている。

事務総局の職員に対して措置を行うに当たっては、当該措置が訓戒ないし嚴重注意である場合には文書を交付することによって行い、当該措置が注意である場合には口頭により行うこととされている（以下、訓戒ないし嚴重注意を行うために交付された文書及び注意を行う際に読み上げる文書を総称して「措置書等」という。）。そして、措置書等の記載事項は、それぞれ、措置の種別、対象職員の所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職、当該措置の理由となる非違行為の具体的内容及び措置の発令を行った年月日並びに措置を行う者の官職及び氏名となっている。

そして、会計検査院においては標準的な措置の理由となる非違行為の具体的内容の記載については、処分説明書における処分の理由の記載に準ずるものとしている。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性

(1) 情報公開法第5条第1号本文該当性

ア 会計検査院における懲戒処分等に関する情報の取扱い

懲戒処分及び措置（以下、これらを総称して「懲戒処分等」という。）については上記2で述べたとおり、懲戒処分は公務員関係における秩序を維持する目的をもって当該職員に科する制裁として行うものであり、措置は懲戒処分をするに至らない非違行為に対する指導監督上の措置として行うものである。

このため、懲戒処分の被処分者及び措置の対象職員（以下、これらを総称して「被処分者等」という。）においては、懲戒処分等に関する情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有

の情報であるとして、他人に知られたいと望むのが通常であると
考えられるところである。

このような懲戒処分等の性格からして、被処分者等が行った非違行
為の内容、処分を行う者及び措置を行う者（以下、これらを総称して
「処分者等」という。）が行った懲戒処分等の内容、執行状況等に関
しては、その取扱いには細心の配慮がなされるべきものであり、会計
検査院においても、これらに係る情報については、処分者等、被処分
者等及び関係事務担当官のみが知り得る情報であるとされ、たとえ同
じ職場に勤務する職員であっても知ることができないものとされてい
る。

イ 本件対象文書の情報公開法第5条第1号本文該当性

情報公開法第5条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報
に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別す
ることができるものについては不開示情報に該当すると規定してい
る。そして、本件対象文書には、前記2で述べたように、各被処分者
等の非違行為の内容及びこれに対する懲戒処分等に関する記載が、当
該被処分者等の氏名、所属、官職等と共に記載されているものであり、
本件対象文書に記載された情報は、それぞれ全体として、情報公開法
第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人
を識別することができるものに該当するものと認められる。

(2) 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

ア 会計検査院における懲戒処分の公表

人事院は、各府省等が懲戒処分の公表を行うに当たっての参考に供
することを目的として、「懲戒処分の公表指針について」（平成15
年11月10日総参一786人事院事務総長発。以下「指針」という。）
を発出し、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示している。指針
においては、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒
処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職
である懲戒処分を公表対象とし、公表する内容としては、事案の概要、
処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に
関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本とし
て公表するものとしている。各府省等においては、指針に従い懲戒処
分の適正な公表に努めるとされており、その取扱いは会計検査院にお
いても同様である。

イ 本件対象処分説明書の不開示部分の情報公開法第5条第1号ただし

書イ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書イは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、本件対象処分説明書に係る懲戒処分は指針において公表対象とされている懲戒処分に該当するものではなく、現に会計検査院においても公表していないものであり、今後も公にする予定がないことから、本件対象処分説明書の不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書イに規定する情報に該当しないものと認められる。

ウ 本件対象措置書等の不開示部分の情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

前記アで述べたとおり、懲戒処分については指針により公表することとされているが、懲戒処分をするに至らない非違行為に対して行われる措置については指針の公表対象に該当しないものである。

このように、本件対象措置書等に係る措置は、指針において公表対象とされているものではなく、現に会計検査院においても公表していないものであり、今後も公にする予定がないことを踏まえると、上記イと同様に判断すべきものであり、本件対象措置書等の不開示部分についても情報公開法第5条第1号ただし書イに規定する情報に該当しないものと認められる。

(3) 情報公開法第5条第1号ただし書ロ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、本件不開示部分に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書ロに該当しないものと認められる。

(4) 情報公開法第5条第1号ただし書ハ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書ハは、当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、被処分者等が公務員であっても、懲戒処分等を受けることは、当該被処分者等が担任する職務遂行の内容に係る情報とはいえない

ことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書ハに該当しないものと認められる。

(5) 部分開示の適否

情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件対象処分説明書のうち、「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名（ふりがな）」、「官職」及び「級及び号俸」の各欄に記録されている所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称及び俸給表・職務の級・号俸に関する情報並びに本件対象措置書等のうち、所属部課の名称、氏名（ふりがな）及び官職の名称に関する情報は、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するため、これらを部分開示することはできないものと認められる。

また、本件対象処分説明書のうち、「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」、「処分説明書交付日」の各欄に記録されている日付（発令等を行った月日）に関する情報及び「処分の理由」欄に記録されている非違行為の行われた事実に関する情報並びに本件対象措置書等のうち、発令を行った月日及び非違行為の行われた事実に関する情報については、これらを公にした場合、当該被処分者等の所属部課等の同僚・知人等当該非違行為に関連した何らかの情報を承知し得る関係者には、当該各被処分者等が誰であるかを推測の上ではあるものの特定することができ、その結果、開示部分とあいまって、非違行為の内容、懲戒処分等の内容、執行状況等の当該各被処分者等にとって他者に知られたくない機微な情報が当該関係者に知られることになり、当該被処分者等の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これらについても部分開示することはできないものと認められる。

(6) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件対象文書の一部を不開示とした処分は適法であり、妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成24年12月17日 諮問書の收受
- ② 平成25年 3月28日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 4月23日 委員交代に伴う所要の手續の実施、諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房人事課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議

- ④ 同年 6月25日 審議
- ⑤ 同年10月30日 審議
- ⑥ 平成26年 3月26日 審議
- ⑦ 同年 7月23日 審議
- ⑧ 同年 9月16日 審議
- ⑨ 同年10月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、24年9月に行われた開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、同年10月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年11月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年12月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書及び本件不開示部分について

(1) 懲戒処分等は、以下のとおりとなっている。

ア 懲戒処分は、国家公務員（職員）において、国家公務員法第82条第1項各号に規定する非違行為があったときに、当該職員に科せられる行政上の制裁であり、免職、停職、減給及び戒告の各処分がある。

イ 措置は、会計検査院の職員において、会計検査院職員の訓戒等に関する規程に規定する非違行為があったときに、当該職員に行う指導監督上の措置であり、訓戒、嚴重注意及び注意の各処分がある。

(2) 本件対象文書を見分したところ、懲戒処分は、減給4件及び戒告1件の計5件であり、また、措置は、訓戒1件、嚴重注意4件及び注意4件の計9件であることが認められる。

ア 本件対象処分説明書は、懲戒処分を科せられた国家公務員に対し、処分の内容、理由等を通知するために、国家公務員法第89条第1項に基づき、処分の事由を記載して、処分を行う者から被処分者に対して交付された処分説明書の写しであり、その様式は、人事院様式において定められているものである。

本件対象処分説明書は、①当該処分に対する不服申立てについて説明した「(教示)」欄のほか、②処分を行う者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名（ふりがな）、

官職、俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度等並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられている。

処分庁は、「2 被処分者」欄のうち、所属部課、氏名（ふりがな）、官職、級及び号俸並びに「3 処分の内容」欄のうち、処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日及び処分の理由の記載の一部について、情報公開法第5条第1号本文に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

イ 本件対象措置書等は、措置が行われた職員に対し、措置の内容、理由等を通知するために、措置を行う者から措置の対象職員に対して交付された措置書等の写しであり、会計検査院職員の訓戒等に関する規程に基づき作成された文書であって、①措置の対象職員の所属部課、官職及び氏名（ふりがな）、②措置の内容及び理由、③措置の発令日、措置を行う者の官職及び氏名がそれぞれ記載されている。

処分庁は、各措置の対象職員の所属部課、官職、氏名（ふりがな）、措置の内容及び理由に記載された詳細部分の一部について、情報公開法第5条第1号本文に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 情報公開法第5条第1号本文該当性について

本件対象文書には、被処分者等の非違行為の内容及びこれに対する懲戒処分又は措置に関する情報が、当該被処分者等の氏名（ふりがな）、所属、官職等とともに記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該懲戒処分又は当該措置の対象となった職員に係る情報公開法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 情報公開法第5条第1号ただし書該当性について

ア 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性について検討すると、会計検査院における懲戒処分等の公表については、指針に基づき取り扱うこととされ、懲戒処分については、「減給」の事案（4件）及び「戒告」の事案（1件）であり、指針に照らすと、「減給」及び「戒告」の事案は、職務に関連しない行為に係るものであることから、公表対象ではない。また、措置については、懲戒処分に当たらないことから、公表対象に該当せず公表していない。

したがって、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書ロ及びハ該当性について

情報公開法第5条第1号ただし書ロ該当性について検討すると、本件不開示部分に記載された情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、同号ただし書きロに該当するとは認められない。

また、情報公開法第5条第1号ただし書ハ該当性について検討すると、被処分者等が公務員であり、当該事案の中に被処分者等の職務に関係する部分が含まれているとしても、懲戒処分等を受けることは、被処分者等に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

(3) 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について

ア 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件対象処分説明書「2 被処分者」欄のうち、所属部課、氏名（ふりがな）、官職、級及び号俸の部分並びに本件対象措置書等の所属部課、官職及び氏名（ふりがな）の記載部分については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当するため、これを部分開示することはできない。

イ 次に、本件対象処分説明書「3 処分の内容」欄のうち、処分発令日、処分効力発生日及び処分説明書交付日に記載された部分及び処分の理由に記載された詳細部分（別表の2欄に掲げる部分以外の部分）並びに本件対象措置書等本文中の詳細部分（別表の2欄に掲げる部分以外の部分）及び措置書等交付日記載部分については、これらを公にした場合、同僚、知人その他関係者においては、当該被処分者等が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、特定の個人が識別され、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者等にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これを部分開示することはできない。

ウ 他方、別表の2欄に掲げる部分は、被処分者等の非違行為のおおよその内容が記載されているにすぎず、特定の個人を識別できるほどの詳細かつ具体的な情報が含まれているとは認められないことから、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認め

られ、情報公開法第6条第2項に基づき、部分開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 山 舗 弥一郎

委員 山 岸 敬 子

委員 大 塚 成 男

(別表)

| 1 文書の区分 | | 2 開示することが妥当な部分 | |
|---------|------|-----------------|--|
| 文書 1 | 1 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、2 4 文字目から 2 6 文字目まで、3 7 文字目 2 行目 1 文字目から 5 文字目まで、3 5 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目及び 2 文字目、5 文字目から 1 1 文字目まで 5 行目 1 1 文字目から行末まで 6 行目 全て 7 行目 1 文字目から 5 文字目まで、1 6 文字目から 2 4 文字目まで、3 6 文字目及び 3 7 文字目 |
| | 2 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 3 文字目まで、8 文字目から行末まで 2 行目 1 文字目から 5 文字目まで、1 1 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目及び 2 文字目、9 文字目から 1 7 文字目まで、2 2 文字目から行末まで 4 行目 1 文字目から 4 文字目まで、1 5 文字目から行末まで |
| 文書 2 | 1 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、1 6 文字目から 2 3 文字目まで、3 0 文字目及び 3 1 文字目、3 4 文字目から行末まで 2 行目 1 文字目から 1 4 文字目まで、2 5 文字目から 3 0 文字目まで、3 6 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から 8 文字目まで、1 1 文字目から 2 9 文字目まで、3 4 文字目及び 3 5 文字目、3 8 文字目 4 行目 全て 5 行目 1 文字目から 3 文字目まで、6 文字目及び 7 文字目、1 1 文字目から行末まで 6 行目 1 文字目から 1 4 文字目まで、1 9 文字目から 2 5 文字目まで、3 4 文字目から行末まで 7 行目 全て 8 行目 1 文字目から 4 文字目まで、1 8 文字目から行末まで |
| | 2 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 1 9 文字目まで、3 1 文字目から行末まで 2 行目 1 文字目及び 2 文字目、1 1 文字目から行末まで |

| 1 文書の区分 | | 2 開示することが妥当な部分 | |
|---------|------|-----------------|--|
| 文書 2 | 3 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、2 7 文字目から 2 9 文字目まで、3 4 文字目から 3 6 文字目まで 2 行目 7 文字目から 1 5 文字目まで、3 7 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から 5 文字目まで、1 0 文字目から 1 9 文字目まで、2 5 文字目から行末まで 4 行目 全て 5 行目 1 文字目から 3 9 文字目まで 6 行目 4 文字目から 1 4 文字目まで、1 8 文字目から行末まで |
| | 5 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、2 9 文字目から行末まで 2 行目 1 文字目から 7 文字目まで 3 行目 2 8 文字目から行末まで 4 行目 1 文字目から 2 9 文字目まで、3 5 文字目から行末まで 5 行目 全て |
| | 6 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、2 1 文字目から 3 9 文字目まで 2 行目 2 文字目から行末まで |
| 文書 3 | 1 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、3 3 文字目から 3 6 文字目まで 2 行目 4 文字目から 8 文字目まで、1 6 文字目から 3 2 文字目まで |
| | 2 枚目 | 処分の理由に記載された詳細部分 | 1 行目 1 7 文字目から 2 0 文字目まで、3 5 文字目から行末まで 2 行目 1 文字目から 2 3 文字目まで、4 0 文字目 3 行目 1 文字目から 3 5 文字目まで 4 行目 3 文字目から行末まで 5 行目 1 文字目から 1 0 文字目まで、1 9 文字目から 3 6 文字目まで、3 9 文字目 6 行目 1 文字目から 1 5 文字目まで、1 9 文字目から 3 3 文字目まで、3 8 文字目から行末まで 7 行目 1 文字目から 7 文字目まで、1 2 文字目から行末まで |

| 1 文書の区分 | | 2 開示することが妥当な部分 | |
|---------|------|----------------|---|
| 文書 4 | 1 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | 1 行目 7 文字目から 1 8 文字目まで 2 行目 2 0 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、 2 6 文字目から 2 9 文字目まで |
| | 2 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | 1 行目 7 文字目から 1 8 文字目まで 2 行目 1 5 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、 1 5 文字目及び 1 6 文字目 |
| | 3 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | 1 行目 7 文字目から 1 8 文字目まで 2 行目 1 5 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、 1 5 文字目から 2 5 文字目まで |
| | 4 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | 1 行目 7 文字目から 1 8 文字目まで 2 行目 1 5 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、 1 5 文字目から 2 5 文字目まで |
| | 5 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | 1 行目 7 文字目から 1 8 文字目まで 2 行目 1 5 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、 1 5 文字目から 2 5 文字目まで |
| 文書 5 | 1 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、 2 5 文字目から 2 9 文字目まで 2 行目 1 0 文字目から行末まで 3 行目 全て |
| 文書 6 | 1 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、 2 4 文字目から 2 7 文字目まで、 3 2 文 字目及び 3 3 文字目 2 行目 1 文字目から 1 9 文字目まで、 2 5 文字目から 3 1 文字目まで 5 行目 4 文字目から 9 文字目まで、 2 6 文字目から行末まで 6 行目 全て 7 行目 1 文字目から 2 5 文字目まで 8 行目 1 4 文字目から 2 0 文字目ま で、 3 3 文字目から行末まで 9 行目 1 文字目から 3 文字目まで |
| | 2 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | 1 行目 全て 2 行目 6 文字目から 1 7 文字目まで、 2 3 文字目から行末まで 3 行目 全て |

| 1 文書の区分 | | 2 開示することが妥当な部分 | |
|---------|------|----------------|---|
| 文書 6 | 3 枚目 | 措置書等本文中の詳細部分 | <p>1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、1 6 文字目及び 1 7 文字目、2 2 文字目から行末まで</p> <p>2 行目 1 文字目、1 3 文字目から 2 4 文字目まで、2 8 文字目から 3 1 文字目まで</p> <p>3 行目 9 文字目から行末まで</p> |